

～地震被災建築物応急危険度判定士の皆さんへ～

更新手続きに関する重要なお知らせ

地震被災建築物応急危険度判定士の更新手続きに関する重要なお知らせです。

下記に該当する判定士資格者は、平成24年2月末日までに更新手続きを行わない場合、判定士資格が失効し、県及び市町で保管している判定士名簿から削除されます。必ず手続きを行なうようお願いします。

記

- 更新対象者 平成3、8、13、18年度に判定士登録された方
(登録番号91～、96～、01～、06～で始まる方)

- 更新手続き方法 様式3号「更新申請書」※の提出

※10月14日に判定士養成講習会のご案内と共に様式10号「応急危険度判定士継続意思の確認通知書」のはがきを送付しています。それにより、はがきを士会へ返送いただいた場合は、様式3号の提出は不要です。

- 手続き期限 平成24年2月末日

- ダウンロードアドレス(講習会案内ページからリンクで更新申請書ダウンロードへいけます。)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-320/anzenansin/hanteisikousyuukaiannai.html>

- 問い合わせ先 静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課
所在地: 静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL: 054-221-3076 FAX: 054-221-3567
E-Mail: kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp

- 提出先 静岡県建築安全推進課又は最寄りの市町、土木事務所の建築主務課まで